



令和 7 年 4 月 1 1 日
中 部 地 方 整 備 局

「過失による粗雑工事」及び「不正又は不誠実な行為」に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 鹿島道路株式会社
業者の住所 : 東京都文京区後楽 1 - 7 - 2 7
2. 指名停止措置期間 : 令和 7 年 4 月 1 1 日から令和 7 年 8 月 1 0 日まで (4 ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要

当該業者は、中部地方整備局発注の「平成 2 7 年度 1 号豊橋瓦町電線共同溝西新町工事」において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、中部地方整備局と当該業者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を行っていたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、同社が製造するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

また、当該業者は、中部地方整備局発注の「令和 3 年度 1 号島田金谷菊川 I C 舗装工事」、「令和 4 年度 1 号島田金谷菊川地区舗装工事」、「令和 5 年度 1 号島田金谷舗装工事」、「令和 5 年度 浜松道路管内舗装修繕工事」、「令和 4 年度 東三河出張所管内舗装修繕工事」、「令和 3 年度 静清維持管内西部維持修繕工事」、「令和 5 年度 静清維持管内西部維持修繕工事」、「令和 3 年度 掛川維持管内東部維持修繕工事」、「令和 5 年度 掛川維持管内東部維持修繕工事」において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。

これらの工事においては、中部地方整備局と当該工事の受注者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも鹿島道路に対し「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていた。しかし、国土交通省が実施した調査の結果において、当該業者は、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、同社が出荷するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第2号（下記参照）に該当する。

また、当該業者は、アスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票を認識しながら出荷するという不適切な体制となっており、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「指名停止措置要領」別表第2第15号（下記参照）に該当する。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
（過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138